

監査報告書

令和4年5月16日

学校法人 鈴鹿享栄学園

理事会 御中

監事 藤原伸雄 

監事 堤達彦 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人鈴鹿享栄学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務、財産の状況及び計算書類（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・財産目録並びに附属明細表）について監査を行いました。

監査の結果、計算書類（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・財産目録並びに附属明細表）は、学校法人会計基準（文部省令第18号）に準拠しており、学校法人鈴鹿享栄学園の令和4年3月31日現在の財政状況及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、学校法人の業務状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以上

監 査 報 告 書

令和4年5月16日

学校法人 鈴鹿享栄学園

評議員会 御中

監事 藤原伸雄 

監事 堤達彦 

私たちは、私立学校法第37条第3項に基づき、学校法人鈴鹿享栄学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の業務、財産の状況及び計算書類（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・財産目録並びに附属明細表）について監査を行いました。

監査の結果、計算書類（資金収支計算書・事業活動収支計算書・貸借対照表・財産目録並びに附属明細表）は、学校法人会計基準（文部省令第18号）に準拠しており、学校法人鈴鹿享栄学園の令和4年3月31日現在の財政状況及び同日をもって終了する会計年度の経営状況を適正に表示しているものと認めました。また、学校法人の業務状況に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する事実のないことを確認いたしました。

以 上